

中小企業論

明治学院大学教授

磯部 浩一 著



中 小 企 業 論

磯部 浩一

ま え が き

このテキストは、放送大学実験番組における中小企業論の講義のために書かれたものである。

中小企業論の研究領域は、経済学、商業学、経営学、会計学、産業社会学など多くの研究分野に及んでいる。これらの各々の専門分野の研究者が、共同研究の対象とするのにふさわしい学際的な領域である。したがって中小企業学なる一つの学問は存在しないと考えられている。何人かの専門研究者の分担協力という形を、敢えてとらなかったのは次の理由による。

専門を重視して分担協力の形をとる場合には、中心となる編集者にはきわめて高い能力と、長時間の調整とが必要とされる。このテキストは一人の研究者の視点から、この学際的な領域を、できるかぎりにおいて総合的に把握しようとする試みであった。一人であるという点での統一性の保たれる可能性は高いといえよう。反面において、それぞれの専門分野における水準を維持する困難さは増加する。

専門科目としての水準を維持しつつ、同時に、入門者にもわかりやすいようにと願っている。しかし、その願いがどれだけ実現されたかは、読者諸氏の判断にまつ以外にない。

このテキストでは、われわれはなぜ、中小企業を研究しようとするのか、という研究の動機、出発点から始めている。単なる知識、事実を知ってもらうことが目的ではない。読者が自分の関心として、自分の問題として、中小企業という研究対象を考えていく考え方、作業、手順、プロセスを、読者が自ら進めていくことができるようにとつとめた。読者が途中で放棄しないで、忍耐よく終わる

まで読まれるならば、著者としては幸いである。読み終わった後で、自分も中小企業のことを勉強してみようか、という気持ちをおこされることがあれば、それは望外の喜びである。

1983年7月

磯部 浩一

目 次

まえがき

- 1/ 中小企業論の課題と方法 9
研究的視点から中小企業の全体像を客観的にとらえ、経営と政策の対応に役立つ基礎的認識を与える。
- 2/ 中小企業問題の展開と政策の推移 19
一部の中小企業の問題にとどまらず、経済全体の問題として認識が広がり、政策が形成される。
- 3/ 中小企業研究の諸理論の形成 29
現実とはなぜ理論どおりにならないか、問題の分析と対策はこれまでの理論でよいかなど理論構築が進められる。
- 4/ 中小企業の定義 39
出発点でも到達点でも「中小企業とは何か」が問われ、動態的な国民経済の中で構造的な存在として追求される。
- 5/ 中小企業の地位と役割 49
中小製造業は消費財の生産、大企業の下請、輸出、雇用の面でかなりの比重を占め、大きな役割を担っている。
- 6/ 日本経済の構造的特質と中小企業 60
大企業との相互関連の中で製品・労働・金融・資本市場での中小企業の特質を明かし、役割と問題性を考察する。
- 7/ 流通機構と中小企業 71
流通機構と中小工業、中小商業（卸・小売業）の流通問題を明らかにし、対応策としての組織化にもふれる。
- 8/ 中小企業の存立条件と存立分野 81
中小企業が大企業に敗れず存続または成長している条件と大企業の中小企業分野への進出対応策を検討する。

9／中小企業の存立形態と下請・系列	92
下請としての中小企業の存立形態の性質，独立形態との比較，問題点の分析，国際競争力における役割など。	
10／中小企業の経営者	103
他企業に従事して経験をつんだ創業者と二代目等の継承者は意識行動に差がある。両者の比較なども考察する。	
11／中小企業の経営(1)	114
その特質を企業規模の中小性について経営・財務管理・マーケティングなどの諸側面において考察する。	
12／中小企業の経営(2)	124
その特質を業種側面から考察する。伝統型産業と近代工業型業種の経営比較，ベンチャービジネスにもふれる。	
13／環境変化と中小企業	133
経済の構造的変動，公害問題，都市化，経済社会全体の諸要因と中小企業との関連，対応について考察する。	
14／中小企業の組織化	139
中小企業者が組合を作る理由，大企業の系列企業がなぜ中小企業の組織化に含まれないのかなどを考える。	
15／中小企業政策	149
明治以後の政策形成とくに第二次世界大戦後の過程を考察し，現在の問題点，21世紀のビジョンをも取り上げる。	
参考文献	161
索引	165

◆ 著 者 紹 介

磯部 浩一 (いそべ・こういち)

1922年 岐阜県に生まれる

1948年 東京商科大学（現一橋大学）卒業，エール大学大学院（M.A.）

現 在 明治学院大学経済学部教授

専 攻 工業政策論，中小企業論

主な著書 『経済政策論』上（第三出版）

主な訳書 ダール，リンドブロム『政治・経済・厚生』東洋経済新報社

論 文 「中小企業の転換と成功要因」加藤誠一・水野武・小林靖雄編『経済体質と中小企業』同友館所収
「外国資本の進出とわが国中小企業」藤田敦三・藤井茂編『経済の国際化と中小企業』有斐閣所収



1／中小企業論の課題と方法

研究対象としての中小企業

研究の動機 中小企業論の研究対象は中小企業である。われわれは、なぜ、中小企業を研究対象とするのか。それは、中小企業がわれわれの関心をひくからである。たとえば、多くの中小企業が経営困難な状態にあるとか、中小企業の技術水準が低いなどのために、経済・社会の発展や安定に問題が生ずる場合である。あるいは、中小企業のなかには大企業に劣らない優れた企業もあるので、そのような中小企業を育成する方策を見出したいという場合などである。

われわれが中小企業を研究対象として、研究しようとする動機づけとなるもの、すなわち、われわれの中小企業への関心の程度には強弱がある。それは、単純な興味や好奇心から、はっきりした問題意識までさまざまである。われわれの問題への関心は、個人個人の価値観、世界観、歴史観などに基づく主観的なものだからである。研究の出発点である**研究対象の選択**は、たとえ、われわれが意識的に行うのでないにしても、**主観的判断**によるものであることを忘れないでおこう。

研究の目的 われわれは、中小企業という研究対象を主観的に決定（選択）したのであるが、**研究作業は客観的に科学的に進めなくてはならない**。中小企業の実態を客観的、経験的、実証的に調査研究することの**目的・意義**は何であろうか。第1の目的は理論的関心、すなわち、事実を知り、これを理解し説明すると

いう知的興味の満足である。第2には、中小企業問題の解決策を必要とする政策立案者に対して、かれらの必要とする客観的な知識・情報・データを与えることである。第3に、中小企業の経営者に対して、かれらの個別の企業経営への対応策に必要な客観的な知識・情報・データを供給することである。

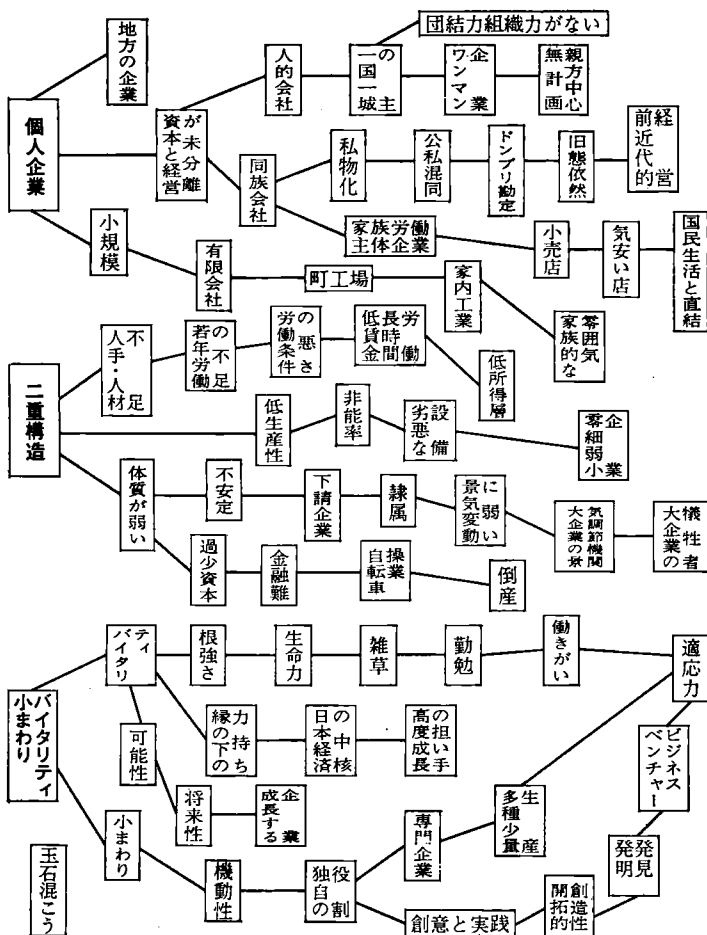
しかし、中小企業の研究が行われ、中小企業政策が実施されるようになるには、中小企業に対する関心が少数の個人によって認識されるにとどまらないで、かなり多くの人々の関心をひきつけることが前提である。つまり、中小企業に対する個人的関心が社会的な認識にまで高くなるにつれて、政策の必要性和研究の必要性も高くなる。

中小企業に対する社会的認識

認識の多様性

中小企業に対する社会的な関心が高まるときにも、その内容にはかなりの差異が生ずる。かつて中小企業のイメージ調査が行われたことがある。中小企業という言葉から何を想像するか、オープン・アンサー形式の郵便調査が実施された。その解答は大きく次の三つに集約された。第1のイメージは中小企業という言葉により「二重構造および弱小企業」を想像するもので、全体の53.2%であった。第2は中小企業により「個人経営、同族会社」を考えるというもので20.4%であった。第3は、中小企業とは「バイタリティがあり小回りのきく存在」というイメージで17.3%であった。調査対象とされたのは、中小企業を研究している学者および研究者、大企業および金融機関の関係者、中小企業の経営者であり、以上の調査結果は、これらの人々の中小企業に対する評価、中小企業観に多様性があることと、同時に、大数現象としてある共通的な評価の存在することを示している（図1-1を参

1 中小企業論の課題と方法



資料：中小企業庁「中小企業イメージ調査」46年12月
(46年版『中小企業白書』)

図 1-1 中小企業のイメージ

照)。

研究対象の確定 以上のような中小企業に対する直観的認識は、個人個人の経験および価値判断に基づく主観的なものであるので、そこに差異が生ずるのは避けられない。このことは、研究対象の確定の仕方にも現れる。

第1の確定方法は、国民経済的、巨視的視点より中小企業を見るものである。この方法は、経済社会の中に大量に存在し、しかも、異質多元（いろいろのものが、バラバラに存在すること）である中小企業群を経済社会の中から抽出（ひっぱり出）して、研究対象として設定する。

第2の確定方法は、研究対象の設定に際して、中小企業よりはむしろ個別の中小企業に焦点を置くものである。前にふれたように、優良中小企業、中堅企業、革新的中小企業の研究は、第2の研究対象の設定方法によるものである。この方法は、個別の中小企業を積極的に評価する点が特徴であるが、反面において、経済全体から遊離し分離理解に偏する傾向と、実現可能性の少ない理想論、規範論になる傾向のあることに注意する必要がある。

第1の方法は、経済全体から中小企業をみようとするものであり、中小企業をみることなしには経済全体も理解できないとする、いわゆる国民経済構造の総合的理解の方法である。この方法は客観的、実証的に現状分析を行うすぐれた方法であるが、反面において現状分析に終始して、実現可能性のある政策手段の案が提示されない場合がある。第2の方法についても、研究作業それ自体は客観的でなければならないし、第1の方法の現状分析の場合と同様である。第1、第2、いずれの方法においても、政策手段の提案に際しては、研究者個人の価値判断が部分的にもせよはいる可能性はないとはいえない。それゆえに、研究者の個人的価値判断に基づく部分は、それを明示して提案されるべきである。

中小企業の問題性

研究対象の限定 個別の中小企業ではなくて、集団として中小企業群を研究対象とする場合について考えよう。

中小企業群は、次の3類型に分類することが可能である。第1は、何らかの経済問題性をもって存在している中小企業群である。第2は、幼稚産業に属する中小企業である。テープレコーダーがはじめて生産販売された頃の、ソニーのような例である。これは産業が成長するにつれて、大企業へと成長する可能性をもっている中小企業である。第3は、**適度規模としての中小企業**である。現実の企業規模は中小であるが、その規模が最適であり、その規模より大きくなることは最適ではなくなる、そのような規模の企業である。

第3の類型の中小企業は、合理的な存在としての中小規模企業といえよう。第2の類型の中小企業も、現在は中小規模であるが、将来は大企業へ成長する可能性をもっているので、やはり、合理的な中小規模企業である。第1の類型の経済問題性をもって存在する中小企業群は、第2、第3の類型の中小企業群と比較すると、**合理性の不足している存在、合理性に欠けている存在**であるといえよう。この第1の類型の中小企業群を**非合理的存在**であると規定すると、合理的な存在である第2、第3の類型の中小企業群と質的な差があることになる。しかし、合理性の不足というときには、程度の差、あるいは量的な差ということになろう。それでは合理性の差を、どこで、どのような尺度で測定するか、という問題は後に取り上げることにしよう。

ここでは、われわれの研究対象である中小企業群から第2、第3の類型の中小企業を除いて、第1の類型の中小企業群に限定しようということである。第1の類型に集中するといってもよい。もちろん第1、第2の類型をまったく考慮に入れないと言うのではない。

問題発生の契機

日本において中小企業問題が発生したのは、後に説明するが、大正の中頃であり、独占的大企業が成立した時期、したがって、日本経済が独占資本主義段階に達した時期である。経済社会において中小企業問題という事実が発生し、その事実が認識され、しかも、それが個人的ではなく社会的に認識される時点より以前においては、「中小」工業問題、「中小」商業問題とよばれるような、「中小」という表現、言葉は存在しない。その時点より以前においては、経済社会に存在する多くの企業は、規模の差異を中心（中軸）概念として認識する意義がなかったからである。新しく発生した問題は、これまでの一般的な企業概念ではなくて、新しい中小企業という概念を使用させるようになった。その原因、契機は、従来の企業とは異なる企業、すなわち、大企業の出現であった。

中小企業の一体性

中小企業のもつ問題性は、基本的には、大企業との対比関係においてとらえられる。中小企業群の内部における差異、すなわち、幼稚産業の中小企業、適度規模の中小企業と、それ以外の何らかの問題をもつ、あるいは、欠陥のある企業、したがって、企業のもつ合理性に欠陥の存在する程度の差異は、中小企業群とは質的に異なる大企業の出現によって、中小企業の内部では問題とされなくなるほどに、大企業と中小企業群の差異は大きい、と考えることができよう。言いかえると、中小企業群を三つの類型群に分けたのであるが、これらは大企業と対置されると大企業と中小企業群の質的な差に圧倒されて中小企業群の内部における類型間の差は程度の差として相対化されてしまう。中小企業は異質多元の存在であるにもかかわらず、ひとたび、大企業と対置されると、中小企業としての一体性をもつといわれるのはこのことである。この一体性があるゆえに、ひとまとめに中小企業とよべるのである。

研究対象の範囲 以上において、中小企業と大企業との間に質的

な差が存在することをめぐって、抽象的な説明を行った。それでは、具体的に中小企業と大企業の間に境界線をひくには、どうすればよいであろうか。境界線は論理的には存在することは確実である。現在、中小製造業は従業員300人以下、または、資本金1億円未満の企業として、中小企業基本法により規定されている。同法が制定された昭和38年当時には、従業員300人以下、または、資本金5,000万円未満の企業として規定されていたが、昭和48年の法律改正により1億円未満の企業と、改定された（従業員規模は変更されなかった）。たとえば資本金6,000万円の中小製造業Aは、昭和48年以前においては法律的に大企業であったが、48年以降は中小企業に入れられる。また、現在、資本金9,000万円の中小製造業Bは中小企業であるが、1億円を僅かでも超える資本金の製造業Cは中小企業ではない。Cは法律的に中小企業でないのであって、実質的にはBとあまり異なりはしないので、中小企業と質的に異なる大企業である、ということとはできない。これは、中小企業政策の特定の施策の対象となる中小企業の範囲を決めるものであり、われわれが関心をもっている中小企業と大企業との質的な差を示すものではない。中小企業と大企業との間の境界線、すなわち、**中小企業の上限**を確定することは、**中小企業の量的規定**によって行うことはできない。中小企業の質的規定がどうしても必要となる（この点は第4章で取り上げる）。

中小製造業の法律的規定が、10年後に上方へ拡大されたように、中小企業の上限もまた固定的でないことに注意する必要がある。研究対象の中小企業群の上限は、経済の変化により、変動するものだからである。

同じような事実が、**中小企業の下限**にも存在する。中小企業は企業であるので、一人前の企業としての条件を備えていない企業以前

の経済活動の単位、生業、あるいは、家業ともいふべき存在とは区別される。ここでも企業と生業とを区別する質的規定が必要となる。

また、中小企業の下限についても、上限と同じように、経済の変化により変動する。このように、研究対象である中小企業の具体的範囲は、経済の変化とともに、動態的变化をしており、けっして固定的ではないのである。

問題性の現れ方 中小企業は問題性をもった存在であるという。

その問題性の具体的な内容としては、低生産性、経営の不安定性、低賃金、低技術水準、過度競争などがあげられる。重要なことは、これらの諸要因が相互に密接に関連しあって、個別の中小企業に内包されていることである。そして、これらの問題性の原因は、中小企業の規模が「中小」であることに求められる。しかも、個別の中小企業が適度規模、もしくは、幼稚産業の中小企業であって、比較的により合理的でありうるとしても、中小企業群が全体としてもつ問題性の中に吸収されてしまうことである。個別中小企業の経営努力によって解消できない問題性なのである。その意味において国民経済構造における問題性なのである。

さらに重要なことは、以上の中小企業の問題性は、日本の資本主義経済が高度に発展した、いわゆる「独占段階」における問題であるという点である。しかも、同時に国際経済的諸条件によって規定、あるいは制約される問題性であるという点が重要である。

したがって、国際経済の複雑な先進・後進的諸条件の変動下において、日本の資本主義経済は、その国民経済構造に中小企業の問題性を内包しつつ、たとえば、戦前の中小商工業問題、戦時中の中小商工業の転失業問題、戦後復興期の中小企業問題等として具体的に現れる。中小企業の問題性は、歴史的に異なる段階、あるいは局面において、また、同一の時点において、国民経済構造および中小企業群において、異なる場所、あるいは、部分において、さまざまな